横浜市立鶴見小学校ＰＴＡ規約

第1章　総　則

第1条　この会は、横浜市立鶴見小学校ＰＴＡ（以下、この会）とする。

第2条　この会の設立は、昭和 24 年 4 月 1 日として、事務所は横浜市立鶴見小学校、〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-19-1（以下、小学校）に置く。

第2章　目　的

第3条　この会は、児童の権利を保護し、児童の健やかな成長を図り、学校教育の目標達成のために保護者と学校が協力しながら、地域とともに小学校を発展させるために以下の項目を行う。

1. 児童の福祉を増進する。
2. 児童の教育環境を整備する。
3. 保護者と学校は、互いに研修し、協力して向上に努める。
4. 会員の教養の向上と親睦をはかる。

第3章　方　針

第4条　この会は、次の方針に従って活動する。

1. 児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び、機関と協力する。
2. 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けない。
3. いかなる政党・宗教・営利企業も支持しない。
4. 学校の管理や人事に干渉しない。
5. この会は任意団体とする。

第4章　会　員

第5条　この会の会員は次の通りで、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

1. 小学校に在学する児童の保護者、またはそれに代わる者。
2. 小学校に勤務する職員。
3. この会への入会は保護者・職員ともに任意である。

第5章　役　員　会

第6条　この会の役員は次の通りで、任期は１年とし、再任は妨げない。

1. 会長１名（保護者）
2. 副会長（保護者）
3. 書記（保護者、教職員１名）
4. 会計（保護者、教職員１名）

第7条　役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表する。また、総会・役員会・実行委員会等の各種会議について招集をする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
3. 書記は各種会合の通知、及び、記録をする。なお、記録については、電子媒体での記録も可とする。
4. 会計はこの会の金銭の収入、支出を記録し、総会において決算報告をする。
5. 役員会は必要に応じて会長が招集し、総会及び実行委員会に提案する事項のほか、会に関する全般について協議する。
6. 役員に欠員が生じた時は、実行委員会において協議し、補充する場合は臨時総会において決議を行う。なお、任期は前任者の残任期間とする。

第8条　役員の選出については別途「横浜市立鶴見小学校ＰＴＡ役員等選出内規」に定める。

第6章　委　員　会

第9条　この会は、次の委員会を置く。

1. 実行委員会
2. 各種委員会
3. 役員等推薦委員会
4. 選挙管理委員会
5. 会計監査委員会
6. 特別委員会

第10条　実行委員会は、役員、及び各委員会の正・副委員長によって構成する。

第11条　実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会に提出する議案の審議をする。
2. 各種委員会・役員等推薦委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会・特別委員会によって立案された活動計画を審議する。
3. 緊急事項及び総会により委任された事項を処理する。
4. 実行委員会は、適宜開催する。

第12条　各種委員会・役員等推薦委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会・特別委員会の種類と任務は次の通りとする。

1. 校内委員会
   児童が学校生活を快適に過ごすための各種活動を行うことを目的とする。

2. 広報委員会
   この会に関する広報誌の発行などを行い、会員間の情報の共有を目的とする。

3. 校外委員会
   学校外における家庭･地域などと協力をし、安全安心な小学校づくりのサポートを目的とする。

4. 役員等推薦委員会
   役員等の推薦・選出についてその運営を行うことを目的とする。

5. 選挙管理委員会
   役員選挙等が公平に行われることを目的とする。

6. 会計監査委員会
   この会における経理を監督することを目的とする。

7. 特別委員会
   この会の活動について必要に応じて委員会を開催する。

第13条　各種委員の選出については、別途「横浜市立鶴見小学校ＰＴＡ役員等選出内規」に定める。

第14条　特別委員会は、必要に応じて、実行委員会の承認を得て、会長は、正・副委員長を互選する。

第7章　会　議

第15条　この会に関する会議は次の通りとする。また、すべての会議は必要に応じてオンラインでの開催や書面での開催を可とする。

1. 総会
2. 役員会
3. 第9条の委員会の会合

第16条　この会の最高議決機関である総会は次のように開くものとする。

1. 年度始め（4～5月開催）総会
   前年度決算報告・新年度計画・予算審議・その他
2. 年度末（2～3月開催）総会
   活動報告・翌年度役員の選出・その他

第17条　前条の定期総会のほかに、実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を会長が招集する。但し、実行委員会で協議の上、書面をもって臨時総会に代えることもできる。

第18条　総会は出席・委任状・オンライン（以下、参加者）での参加も含めて、全会員の2分の1以上で成立する。決議は、参加者の過半数の同意を必要とする。

第19条　会議はすべて会長又は委員長が招集する。原則として一週間前までに通知するものとする。

第20条　校長・副校長は、学校管理並びに教育上の立場から各種会議に出席して意見を述べることができる。

第8章　会　計

第21条　この会の経費は会費及び雑収入をもって充てる。
詳細は別途「横浜市立鶴見小学校ＰＴＡ会計内規」に定めることとする。

第22条　この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章　個人情報の取り扱い

第23条　この会がＰＴＡ活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「横浜市立鶴見小学校ＰＴＡ個人情報取扱内規」に定め、適正に運用するものとする。

第10章　改　正

第24条　この規約は、総会において参加者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第11章　付　則

第25条　この規約の改廃は総会とし、その他の内規は実行委員会で改廃をし、各会員へ通知する。

この規約は、令和5年4月1日より実施する。